

2013年5月31日

厚生労働大臣 田村憲久 様  
中央社会保険医療協議会 委員 様

全国保険医団体連合会  
会長 住江 憲勇

**中医協検証結果（速報）を踏まえ、次回改定を待たず  
入院料算定要件への管理栄養士配置義務付けの早急な撤回を求めます**

前略 国民医療の確保と改善に向けた貴台のご尽力に敬意を表します。

さて、5月29日の中医協総会で「平成24年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成24年度調査）」の速報が発表されましたが、有床診療所における管理栄養士配置義務付けに関しては、次のような結果でした。

- ① 2012年3月31日現在で、調査に回答した487診療所のうち422診療所(86.7%)が「栄養管理実施加算」を届け出ておらず、主な理由は「管理栄養士がいない」307診療所（加算未届422診療所中72.7%）、「該当する患者がいない」109診療所（加算未届422診療所中25.8%）であった。
- ② 栄養管理実施加算未届422診療所のうち、2012年9月時点でも289診療所(加算未届422診療所中68.5%)が常勤・非常勤問わず管理栄養士がいない状態であった。
- ③ 2012年9月時点でも管理栄養士がいない296診療所中「2013年度中に確保する目処がたっている」のは77診療所（26.0%）で、161診療所(54.4%)が「目処がまったく立っていない」と回答している。
- ④ 2012年3月31日現在で「栄養管理実施加算」を届け出ていたが、2012年9月時点で常勤・非常勤を問わず管理栄養士がいないのが7診療所ある。

一方、管理栄養士の確保が困難な理由としては、「管理栄養士がいない」「管理栄養士の人件費を賄えない」ことなどが挙げられ、また、栄養管理の必要性についても「1泊入院なのでほとんど必要ない」、「入院患者がいない」、「正常分娩の人だけなので、栄養管理が必要な人が少ない」、「眼科手術の入院患者であり、栄養管理の必要がない」、「栄養管理を要する患者は二次病院に紹介する」などでした。

この結果は、全国各地の保険医協会で行った調査結果とほぼ同じですが、保険医協会の調査では、多くの有床診療所が「完全義務化されれば無床化する」との回答を寄せており、地域医療の確保にとって大変な問題となっています。また、病床規模の少ない病院からも「確保は困難」、「人件費に見合う報酬でない」、「3カ月以内の後任の雇用が困難」などの意見や、「このままでは無床せざるを得ない」との回答を寄せた病院もあります。

また、公立の医療機関では、予算編成の問題があり、配置義務化撤回の決定が早く決まらなければ無床化を議会に提案せざるを得ないとの話もお聞きしています。

入院医療において栄養管理が重要なことは言うまでもありませんが、栄養管理実施加算を入院基本料に包括することでは、管理栄養士の役割を発揮することはできません。これ

まで通り診療報酬として独立評価し、点数を引き上げることこそ重要です。

厚生労働省は、管理栄養士配置義務付けにあたっていくつかの経過措置を設けましたが、医療現場での管理栄養士の不足及び偏在の状況を見ると、経過措置では対応できません。

身近な入院医療機関の病床の閉鎖・廃院により、最も不利益を被るのは地域の住民です。以上のことを踏まえ、次の対応を早急に取りっていただけますよう、お願い致します。

## 記

- 一、次回診療報酬改定を待たず、入院医療機関に対する管理栄養士配置義務付化を早急に廃止して下さい。
- 一、管理栄養士の配置等を評価した栄養管理実施加算を入院基本料等加算に復活し、管理栄養士の人件費が支払えるよう評価を引き上げること。

以上